

平成 29 年 度

# 特別支援学級及び通級指導教室 教育課程編成の手引



長 崎 県 教 育 委 員 会



## 目 次

I 障害のある子どもと特別支援教育	・・・ 2
II 特別支援学級	
1 特別支援学級の教育	・・・ 3
2 特別支援学級の対象	・・・ 4
3 特別支援学級の教育課程	・・・ 5
(1) 教育課程編成の基本的な考え方	
(2) 教育課程編成の手順	
(3) 教育課程の構造と適用	
(4) 特別支援学級における教科書の取扱い	
4 特別支援学級における交流及び共同学習	・・・ 16
5 特別支援学級における評価	・・・ 17
(1) 教育評価	
(2) 指導要録	
(3) 通知表	
III 通級指導教室	
1 通級による指導	・・・ 19
2 通級による指導の対象	・・・ 20
3 通級指導教室の教育課程	・・・ 21
(1) 教育課程編成	
(2) 教育課程編成の基本的な考え方	
(3) 指導の実際	
(4) 通級による指導（指導要録等）の取扱い	
参考1・通級による指導実施要綱	・・・ 26
参考2・引用文献	・・・ 29

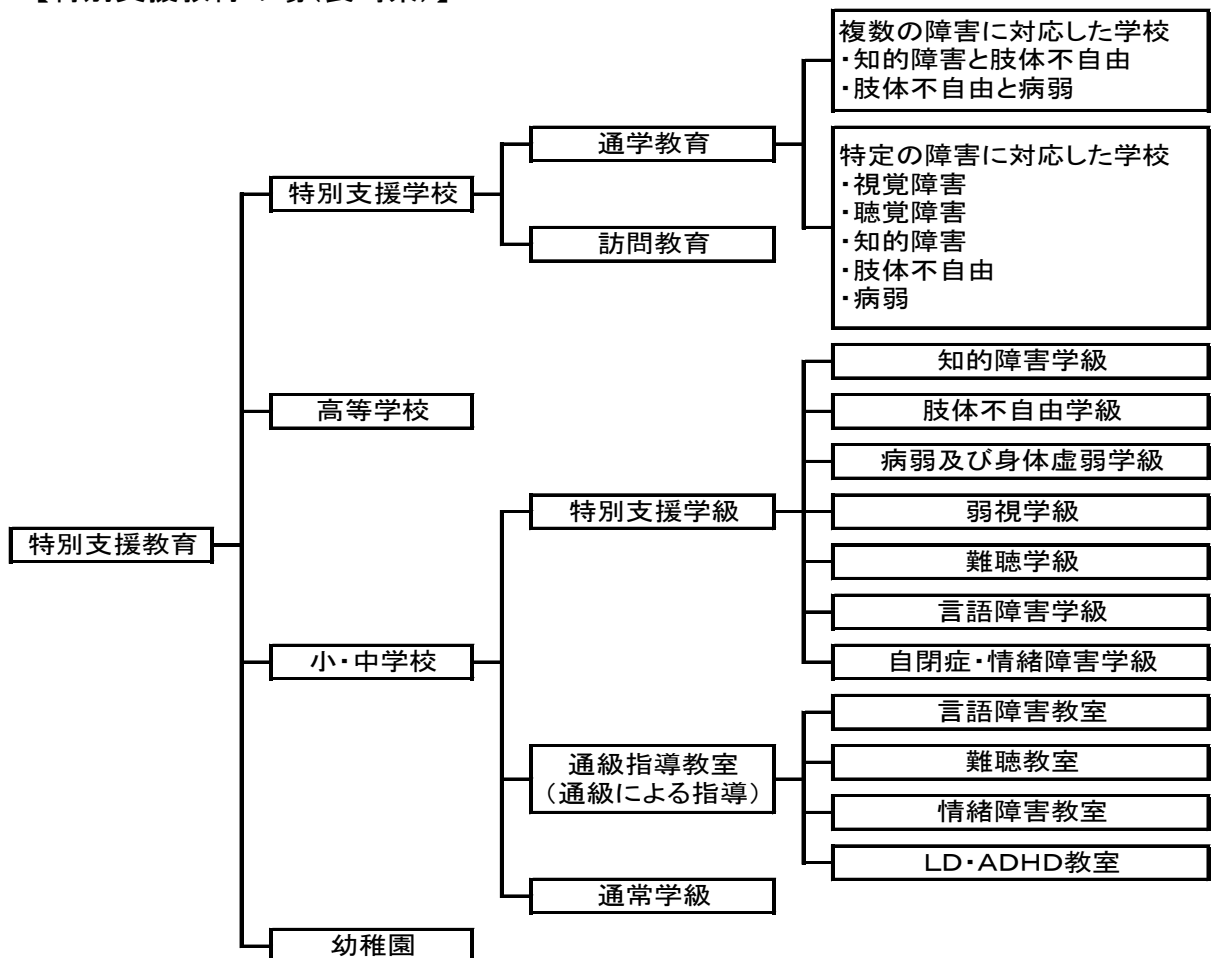
# I 障害のある子どもと特別支援教育

様々な原因により、身体や視覚、聴覚などに障害のある子どもや、思考、言語、情緒などの面に障害のある子どもたちがいる。このような障害のある子どもが、自分の力を最大限に発揮し、可能な限り積極的に社会に参加して、自立していくためには、一人一人の教育的ニーズに応じて適切な時期に、適切な教育を受けることが大切である。そのために、以下のような特別な配慮が講じられている。

- 障害の種類や程度に応じて、特別支援学校、小・中学校に特別支援学級及び通級指導教室が設置され、通学して教育を受けることが困難な子どもに対しては、特別支援学校の教師を家庭、医療機関等へ派遣して指導を行う訪問教育の制度がある。(下図参照)
- 一人一人の能力や障害の種類、程度に応じて、適切な教育課程を編成し、特別の施設や設備を設けて専門的な教育を行う。
- 特別支援教育についての知識や経験のある教職員を配置したり、少人数による学級編制を行ったりして、個に応じた手厚くきめ細かな教育を行う。
- 日常生活上の介助や授業中の学習支援、安全確保などのサポートを行う特別支援教育支援員を、地方財政措置により必要な学校等に配置する制度がある。
- 保護者の経済的な負担を軽減するために、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助する特別支援教育就学奨励費(※注1)の制度がある。

(注1) 特別支援教育就学奨励費が対象とする経費には、給食費、通学費、修学旅行費、学用品購入費などがある。

【特別支援教育の場(長崎県)】



## Ⅱ 特別支援学級

### 1 特別支援学級の教育

特別支援学級は、学校教育法第 81 条第 2 項に基づき、障害があるため、通常の学級では適切な教育を受けることが困難な児童生徒のために、特別に編制された学級である。

小・中学校に設置され、比較的軽度な障害のある児童生徒を対象としており、少人数学級で編制され、特別な配慮のもとに、児童生徒の実態に応じた適切な教育が行われる。

すなわち、障害のある児童生徒がその能力に応じて等しく教育を受けるために、特別に設置された教育形態の一つであり、教育を受ける上で特別な配慮を行うために用意された教育の場である。

#### <特別支援学級に関する法令上の規定>

##### 【学校教育法第 81 条】

###### 第 2 項

小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

###### 第 3 項

前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教師を派遣して、教育を行うことができる。

##### 【学校教育法施行規則第 137 条】

特別支援学級は、特別の事情のある場合を除いては、学校教育法第 81 条第 2 項各号に掲げる区分に従って置くものとする。

#### <特別支援学級に関する学習指導要領上の規定>

小・中学校学習指導要領の総則において、「障害のある児童生徒の指導について」は、次のように示されている。

障害のある児童生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

(小学校：第 1 章第 4 の 2 (7)、中学校：第 1 章第 4 の 2 (8))

障害のある児童生徒を指導するに当たっては、まず、児童生徒の障害の状態や程度を的確に把握する必要がある。次に、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容・指導方法の工夫を検討し、適切な指導を計画的、組織的に行わなければならない。このため、特別支援学校や医療・福祉などの関係機関と連携を図り、障害のある児童生徒の教育についての専門的な助言や援助を活用しながら、適切な指導を行うことが大切である。

指導に当たっては、障害のある児童生徒一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項な

どを示した「個別の指導計画」を作成し、教職員の共通理解の下、きめ細かな指導を行うことが必要となる。

また、障害のある児童生徒については、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した指導を行うことが重要である。このため、家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した「個別の教育支援計画」を作成することなどが考えられる。

さらに、特別支援学級は、小・中学校の学級の一つであり、特別支援学級も通常の学級と同様、これを適切に運営していくためには、すべての教師の理解と協力が必要である。学校経営上の位置付けが曖昧になり、学校組織の中で孤立することのないよう留意する必要がある。

また、学校全体の協力体制づくりを進めたり、すべての教師が障害について、正しい理解と認識を深めたりして、教師間の連携に努める必要がある。

## 2 特別支援学級の対象

特別支援学級入級の対象となる児童生徒については、平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 7 5 6 号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」により、以下のように示されている。

学校教育法第 81 条第 2 項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として適切な教育が行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

### ① 障害の種類及び程度

#### ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

#### イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

#### ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも

#### エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも

#### オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも

#### カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

#### キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

特別支援学級の対象とすることが適当な児童生徒の判断に当たっては、障害のある児童生徒に最もふさわしい教育を行うという視点に立って、その保護者、教育学、医学、心理学等の観点から専門家の意見を聴いた上で総合的かつ慎重に行うことが大切である。

また、入級後も校内委員会等で児童生徒の適応状況等を継続的に把握し、児童生徒の障害の状態に応じて教育内容や方法を見直したり、より適切な教育の場や卒業後の進路等についても検討したりする機会を持つことが必要である。

### 3 特別支援学級の教育課程

#### (1) 教育課程編成の基本的な考え方

特別支援学級は、学校教育法第 81 条第 2 項の規定に基づき特別に編制された学級であるが、あくまでも小・中学校の中に設置された学級である。したがって、特別支援学級の教育課程に関する法令上の規定は、小・中学校の教育課程に関するものが適用され、学校教育法に定める小・中学校の目的・目標を達成するものでなければならない。しかし、特別支援学級は、本来、通常の学級における学習では、十分その効果を上げることが困難な児童生徒のために編制された学級であり、通常の学級と同じ教育課程を適用することは適切ではない場合がある。特に知的障害特別支援学級の場合には、知的発達に遅れがあるという児童生徒の特性に応じた教育課程が必要である。そのため、特別支援学級の教育課程の編成については、学校教育法施行規則で次のように規定されている。

#### 【学校教育法施行規則第 138 条】

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第 50 条第 1 項、第 51 条及び第 52 条の規定並びに第 72 条から第 74 条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

この規定で引用されている第 50 条第 1 項以下の各条項は、いずれも小・中学校の教育課程に関する規定であり、小・中学校の各領域や各教科それぞれの授業時数及び各学年の総授業時数、教育課程編成の基準等を定めている。特別支援学級においては、これらの規定にかかわらず、学級の実態に応じて特別の教育課程を編成することが法令上認められている。

また、特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合は、特別支援学校の小学部・中学部学習指導要領を参考とするようになっている。

しかし、特別支援学級の児童生徒の実態は、特別支援学校の児童生徒のそれと同じではないので、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の内容をそのまま特別支援学級に適用することは適切でない場合もあることに留意する必要がある。(本書 7～14 ページ「(3) 教育課程の構造と適用」参照)

なお、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に記載されている配慮事項は、児童生徒の実態に応じて積極的に取り入れることが大切である。

#### (2) 教育課程編成の手順

特別支援学級の教育を行う上で、最も大切になるのが児童生徒の実態把握である。児童生徒一人一人の実態が十分に把握されていなければ、適切な教育課程の編成や指導を行うことはできない。特別支援学級の指導計画の作成に当たっては、児童生徒の実態を的確に把握した上で、教育目標を達成するために最も適切な教育課程を編成し、効果的な指導の形態を考えることが大切である。

##### ①実態把握

- ・ 児童生徒一人一人の障害の状態や特性、発達段階や能力等を十分に把握する。

学習面の把握だけでなく、身辺処理等、生活の様子、コミュニケーション能力や対人関係、興味・関心、運動能力等幅広い観点で実態を把握し、児童生徒の姿が見えるように整理する。

- ・ 保護者、校医、養護教諭、交流学級担任等から幅広い情報を集め、担任だけの主観による実態把握にならないよう留意する。
- ・ 必要に応じて保護者の同意を得た上で各種標準検査等（※注2）を行い、客観的な実態把握を行う。
- ・ 収集した情報等は、個人のプライバシー保護の観点から、取扱いには十分留意する。

## **②教育目標の設定**

- ・ 学校の教育目標に沿って設定する。
- ・ 実態に即し、生活年齢等も考慮し、強調する点や留意する点を明らかにする。
- ・ 教師の指導観や保護者の意向を反映し、児童生徒が意識できるような具体的な目標を設定する。
- ・ 児童生徒の将来の姿を見通して、長期的な目標や短期的な目標を設定する。
- ・ 学級全体の目標とともに児童生徒一人一人の個別の目標を設定する。

## **③教育内容の組織化、指導の形態の工夫**

- ・ 教育目標に即して教育内容を選択・組織することは、教育課程編成上の主要な作業である。児童生徒一人一人の教育目標を達成するためには、どのような教育内容が必要かを明らかにする必要がある。
- ・ 学習指導要領は法令で定められた教育課程の基準の一つである。小・中学校に設置される特別支援学級の教育内容については、原則として小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領に基づいて選択・組織する。（※注3）

## **④指導計画の作成**

- ・ 児童生徒一人一人の教育内容に即して、教科別、領域別の指導の内容を明らかにする。
- ・ 知的障害のある児童生徒、若しくは、重複障害のある児童生徒を指導するに当たって、各教科等を合わせて指導を行う場合には、指導の内容を明らかにする。
- ・ 年間総授業時数との関連において、指導の形態ごとの配当時間を決めて、年間の単元一覧表等を作成する。
- ・ 学期別、月別、週別の指導計画を作成する。

## **⑤指導計画の見直し・修正**

- ・ 学期別、月別、週別の指導計画については、児童生徒が学習したことを十分理解し、生活の中で生かすことができるようにゆとりを持って計画し、児童生徒の学習の進捗状況にあわせて修正できるよう配慮する。

（注2） 特別支援教育に関して一般的に使用される各種標準検査には、田中ビネー知能検査V、WISC-IV知能検査、KABC-II個別式心理教育アセスメントバッテリー、新版K式発達検査2001、S・M社会生活能力検査、ITPA言語学習能力診断検査などがある。

（注3） 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校（以下、知的障害特別支援学校）の各教科等の考え方や内容、知的障害の特性等については、特別支援学校学習指導要領解説に詳しく解説されているので、参考にすること。また、近隣に知的障害特別支援学校があれば、各学校で作成した教育課程があり、具体的な指導法や教材・教具等も含めて資料提供できるので、活用すること。



### (3) 教育課程の構造と適用

#### ●小学校特別支援学級の教育課程【根拠：学校教育法施行規則第138条（5ページ参照）】

各教科

道 徳

外国語  
活動

総合的  
な学習  
の時間

特別活動

自立活動

特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、**学級の実態や児童の障害の程度等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし**、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「**自立活動**」を**取り入れたり**、各教科の目標・内容を**下学年の教科の目標・内容に替えたり**、各教科を、**知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりする（※注4）**などして、実情にあった教育課程を編成する必要がある。

「小学校学習指導要領解説」P30「その他の教育課程編成の特例」より抜粋

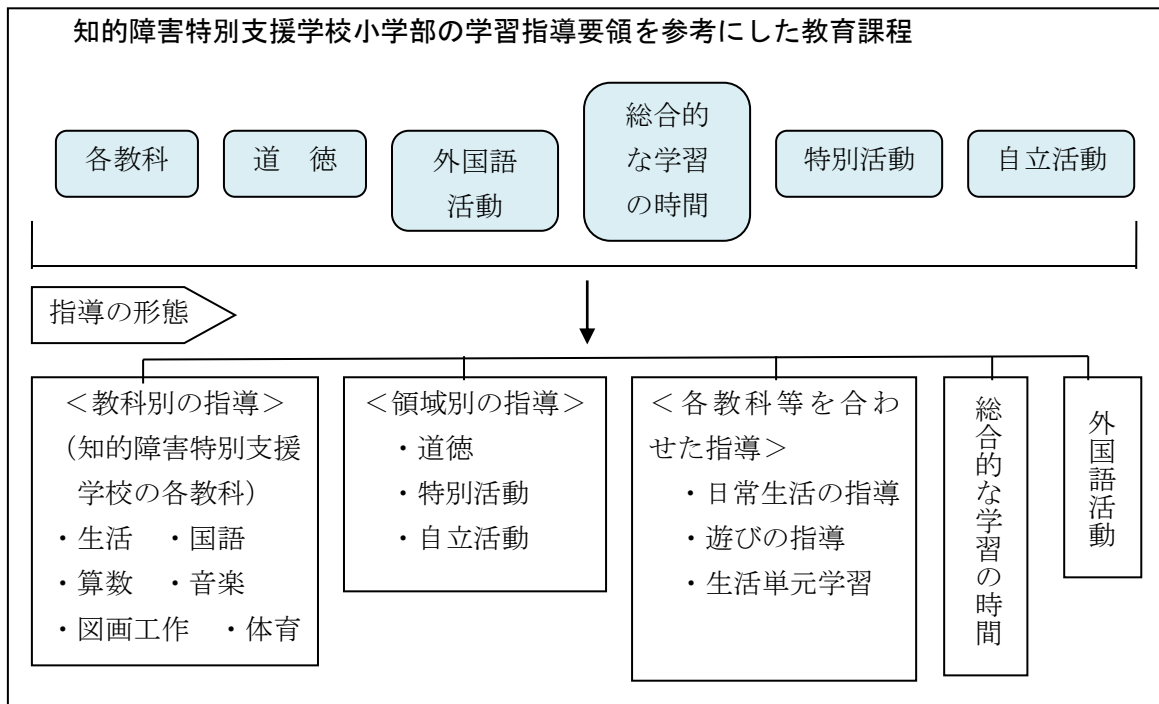
#### 【留意事項】

- ・ 自立活動の指導は、特設された「自立活動の時間」だけでなく、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導を通じても適切に行わなければならない。
- ・ 「自立活動の時間」に充てる授業時数は、児童の障害の状態等に応じて適切に定める。
- ・ 総授業時数は、通常学級と同じであるが、各教科・領域等の授業時数は、弾力的な取扱いができる。
- ・ 総合的な学習の時間は、児童の実態に応じて実施しなければならない。ただし、授業時数は適切に定められる。

区 分	1・2年	3・4年	5・6年
各教科	国 語	国 語	国 語
		社 会	社 会
	算 数	算 数	算 数
		理 科	理 科
	生 活		
	音 楽	音 楽	音 楽
	図画工作	図画工作	図画工作
	体 育	体 育	体 育
		家 庭	
道 徳	道 徳	道 徳	道 徳
外国語活動			外国語活動
総合的な学習の時間		総合的な学習の時間	総合的な学習の時間
特別活動	特別活動	特別活動	特別活動
自立活動	自立活動	自立活動	自立活動

#### ポイント

※注4：各教科を知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えることができるのは、知的発達の遅れがある児童のみに対してであることに留意する。



**【留意事項】**

- ・ 知的障害特別支援学校小学部の「生活」と小学校の「生活」とは目標及び内容等が異なるものであるため、留意する。
- ・ 小学校の知的障害特別支援学級において、知的障害特別支援学校小学部の学習指導要領を参考にして教育課程を編成する場合は、総合的な学習の時間及び外国語活動については、児童の実態に応じて、適切に時間を設定しなければならない。

区 分	1・2年	3・4年	5・6年
各教科	生 活	生 活	生 活
	国 語	国 語	国 語
	算 数	算 数	算 数
	音 楽	音 楽	音 楽
	図画工作	図画工作	図画工作
	体 育	体 育	体 育
道 徳	道 徳	道 徳	道 徳
外国語活動			外国語活動
総合的な学習の時間		総合的な学習の時間	総合的な学習の時間
特別活動	特別活動	特別活動	特別活動
自立活動	自立活動	自立活動	自立活動

**●小学校特別支援学級における週時程の例**

**【自閉症・情緒障害特別支援学級の週時程の例】**

	月	火	水	木	金
1	自立活動	国語	国語	国語	国語
2	算数	算数	音楽	算数	算数
3	社会	体育	社会	外国語活動	社会
4	総合的な学習の時間	道徳	体育	総合的な学習の時間	家庭
5	音楽	学級活動	理科	図画工作	理科
6					自立活動

○対象児童

- ・ 第6学年、アスペルガー症候群の児童。（知的発達の遅れはない。）
- ・ 学習や生活の流れに対する見通しを持つことで、落ち着いて学習や生活ができるようになってきている。

○配慮事項

- ・ 1週間の見通しを持たせ、また、1週間の振り返りをするために、週の最初と最後の時間に自立活動の時間を設ける。
- ・ 児童の実態及びその負担過重を考慮し、各教科等の授業時数は標準時数を参考にしながら、自立活動の時間を含めて総授業時数の範囲内で設定する。
- ・ 各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の目標及び内容は、当該学年の目標及び内容を適用する。

【肢体不自由特別支援学級の週時程の例】

	月	火	水	木	金
1	自立活動	国語	自立活動	国語	自立活動
2	国語	算数	算数	算数	算数
3	社会	体育	社会	外国語活動	国語
4	総合的な学習の時間	道徳	総合的な学習の時間	社会	家庭
5	音楽	学級活動	理科	図画工作	理科
6					音楽

○対象児童

- ・ 第5学年、脳性まひの児童。
- ・ 歩行器を使って、移動することができる。
- ・ 知的発達の遅れはないが、学習の遅れが見られる。

○配慮事項

- ・ 不適切な筋の緊張をゆるめ、その後の学習効果を高めるため、月、水、金曜日の1時間目に自立活動の時間を設ける。
- ・ 児童の実態及びその負担過重を考慮し、各教科等の授業時数は標準時数を参考にしながら、自立活動の時間を含めて総授業時数の範囲内で設定する。
- ・ 国語、算数を除く各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動の目標及び内容は、当該学年の目標及び内容を適用する。ただし、国語、算数の目標及び内容の一部は、下学年の目標及び内容に替える。
- ・ 体育の目標及び内容の一部については、取り扱わない。  
（特別支援学校小学部・中学部学習指導要領「第1章第2節第5の1（1）」より）

【知的障害特別支援学級の週時程の例①】

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導				
2	国語	算数	国語	算数	国語
3	道徳	家庭	体育	総合的な学習の時間	算数
4	音楽		外国語活動		音楽
5	体育	自立活動	生活単元学習	図画工作	生活単元学習
6					

- 対象児童
  - ・ 第6学年、知的障害のある児童。
  - ・ 落ち着いて生活しており、交流学习を楽しみにしている。
- 配慮事項
  - ・ 自立活動の時間を設け、コミュニケーションの基礎的能力に関する指導を中心に行う。
  - ・ 各教科の目標及び内容の一部を下学年の各教科の目標及び内容に替える。また、各教科の一部を知的障害特別支援学校小学部の各教科の目標及び内容に替える。
  - ・ 音楽、図画工作、家庭、体育、外国語活動については交流学級で学習する。ただし、目標及び内容については、本児の実態に合わせたものを設定する。
  - ・ 日常生活の指導では、毎日反復して行うことで、望ましい生活習慣の形成を図る。
  - ・ 生活単元学習では、教科等の学習や交流及び共同学習で習得した内容を生活の中に定着させること、また、さらに発展させることができるようにする。

【小学校知的障害特別支援学級の週時程の例②】

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導				
2	自立活動				
3	国語	算数	国語	算数	国語
4	音楽	体育	総合的な学習の時間	体育	音楽
5	生活	生活単元学習	生活単元学習	図画工作	生活
6					

- 対象児童
  - ・ 第3学年、知的障害のある児童。（比較的知的障害の程度が重い）
  - ・ 気分のムラがあり、その日によって学習への取り組みに差がある。
- 配慮事項
  - ・ 各教科の目標及び内容を知的障害特別支援学校小学部の各教科の目標及び内容に替える。
  - ・ 道徳の時間は、道徳教育の全体計画を作成し、教育活動全体を通じて指導する。
  - ・ 日常生活の指導及び自立活動の時間を带状に位置付け、毎日、同じリズムで生活できるようにする。
  - ・ 自立活動の時間では、心理的な安定を図り、一日の生活や学習に意欲的に取り組めるようにする。

●中学校特別支援学級の教育課程【根拠：学校教育法施行規則第138条（5ページ参照）】

各教科

道 徳

総合的  
な学習  
の時間

特別活動

自立活動

特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、**学級の実態や生徒の障害の程度等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし**、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「**自立活動**」を**取り入れたり**、各教科の目標・内容を**下学年の教科の目標・内容に替えたり**、各教科を、**知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりする（※注5）**などして、実情にあった教育課程を編成する必要がある。

「中学校学習指導要領解説」 P30「その他の教育課程編成の特例」より抜粋

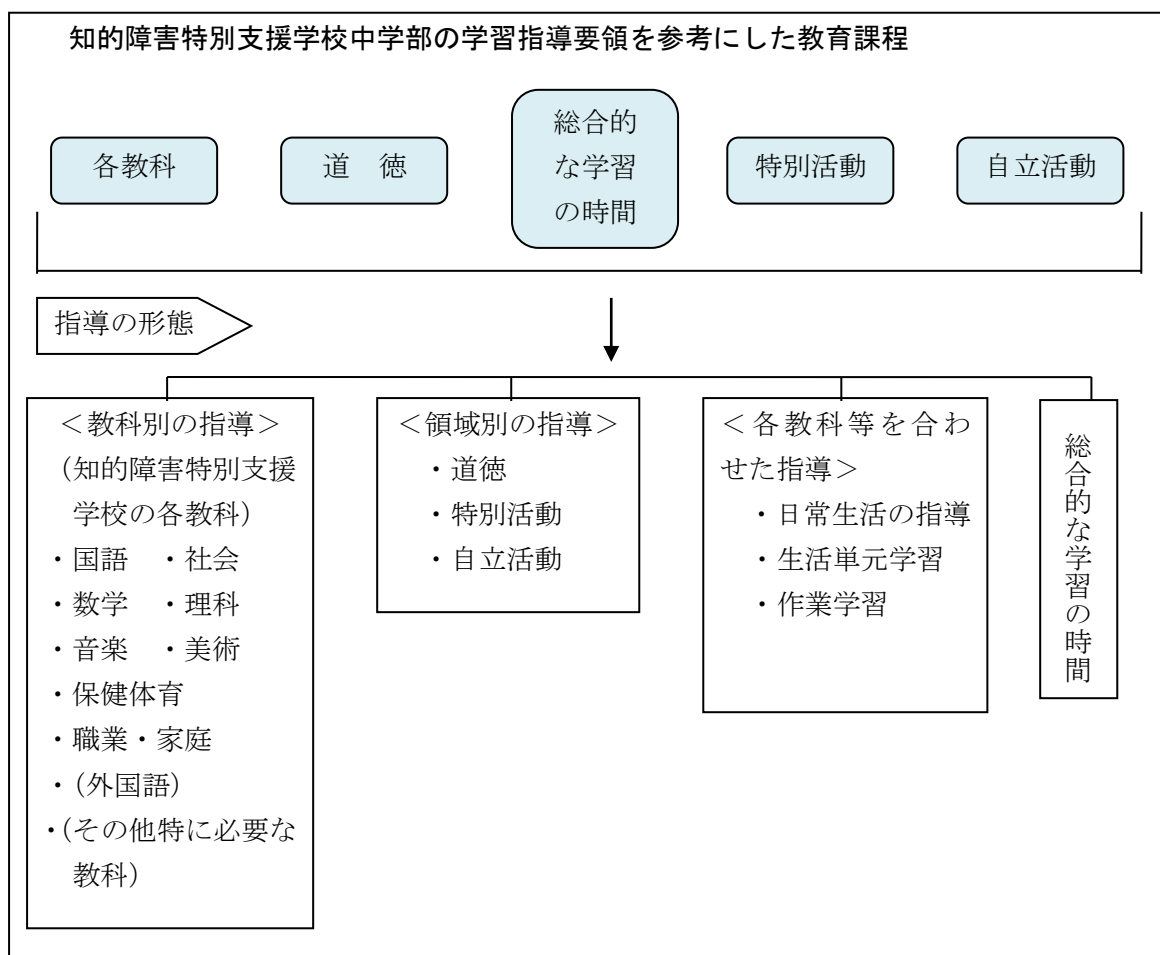
【留意事項】

- ・ 自立活動の指導は、特設された「自立活動の時間」だけでなく、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の指導を通じて適切に行わなければならない。
- ・ 「自立活動の時間」に充てる授業時数は、生徒の障害の状態等に応じて適切に定める。
- ・ 総授業時数は、通常の学級と同じであるが、各教科・領域等の授業時数は、弾力的な取扱いができる。
- ・ 総合的な学習の時間は、生徒の実態に応じて実施しなければならない。ただし、授業時数は適切に定められる。

区 分	1～3年
各教科	国 語
	社 会
	数 学
	理 科
	音 楽
	美 術
	保健体育
	技術・家庭
外国語	
(選択教科)	(各教科、その他特に必要な教科)
道 徳	道 徳
総合的な学習の時間	総合的な学習の時間
特別活動	特別活動
自立活動	自立活動

ポイント

※注5：各教科を知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えることができるのは、知的発達の遅れがある生徒のみに対してであることに留意する。



【留意事項】

- ・ 外国語科については、必要に応じて設けることができる。
- ・ 自立活動の指導は、特設された「自立活動の時間」だけでなく、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の指導を通じて適切に行わなければならない。
- ・ 「自立活動の時間」に充てる授業時数は、生徒の障害の状態等に応じて適切に定める。

区 分	1～3年
各教科	国 語
	社 会
	数 学
	理 科
	音 楽
	美 術
	保健体育
	職業・家庭 (外国語)
(選択教科)	(その他特に必要な教科)
道 徳	道 徳
総合的な学習の時間	総合的な学習の時間
特別活動	特別活動
自立活動	自立活動

## ●中学校特別支援学級における週時程の例

### 【自閉症・情緒障害特別支援学級の週時程の例】

	月	火	水	木	金
1	自立活動	国語	自立活動	国語	学級活動
2	国語	数学	数学	数学	国語
3	道徳	外国語	外国語	外国語	外国語
4	美術	理科	理科	理科	総合的な学習の時間
5	社会	保健体育	社会	技術・家庭	社会
6		総合的な学習の時間	音楽		保健体育

#### ○対象生徒

- ・ 第1学年、自閉症の生徒。
- ・ 知的発達遅れはない。

#### ○配慮事項

- ・ 自立活動の時間を設け、主に「情緒の安定」、「人間関係の形成」、「コミュニケーション」についての指導に力を入れる。

### 【肢体不自由特別支援学級の週時程の例】

	月	火	水	木	金
1	自立活動	国語	自立活動	国語	自立活動
2	国語	数学	数学	数学	国語
3	美術	外国語	外国語	外国語	外国語
4	社会	社会	社会	道徳	学級活動
5	理科	理科	理科	技術・家庭	総合的な学習の時間
6		保健体育	音楽		

#### ○対象生徒

- ・ 第2学年、脳性まひの生徒。
- ・ 車いすを利用している。
- ・ 発音が不明瞭である。
- ・ 知的発達遅れはない。

#### ○配慮事項

- ・ 自立活動の時間を設け、主に「身体の動き」、「コミュニケーション」についての指導に力を入れる。
- ・ 保健体育の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができる。  
(特別支援学校小学部・中学部学習指導要領「第1章第2節第5の1(1)」より)

【知的障害特別支援学級の週時程の例①】

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導				
2	国語	数学	国語	数学	国語
3	道徳	技術・家庭	体育	総合的な学習の時間	数学
4	音楽		外国語		音楽
5	保健体育	自立活動	生活単元学習	美術	生活単元学習
6					

○対象児童

- ・ 第1学年、知的障害のある生徒。
- ・ 落ち着いて生活しており、交流及び共同学習を楽しみにしている。

○配慮事項

- ・ 自立活動の時間を設け、コミュニケーションの基礎的能力に関する指導を中心に行う。
- ・ 各教科の目標及び内容については、下学年の各教科の目標及び内容や、知的障害特別支援学校中学部の各教科の目標及び内容に替える。
- ・ 音楽、図画工作、技術・家庭、体育、外国語については交流学級で学習する。ただし、目標及び内容については、本生徒の実態に合わせたものを設定する。
- ・ 日常生活の指導では、毎日反復して行うことで、望ましい生活習慣の形成を図る。
- ・ 生活単元学習では、教科等の学習や交流及び共同学習で習得した内容を生活の中に定着させること、また、さらに発展させることができるようにする。

【知的障害特別支援学級の週時程の例②】

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導				
2	自立活動				
3	作業学習	国語	作業学習	生活単元学習	数学
4		職業・家庭			保健体育
5	音楽	生活単元学習	美術	作業学習	総合的な学習の時間
6					

○対象生徒

- ・ 第2学年、知的障害（自閉症を伴う）の生徒。（比較的知的障害の程度が重い）
- ・ 障害の特性から集団の中へ入れないでいる。

○配慮事項

- ・ 各教科の目標及び内容については、知的障害特別支援学校中学部の各教科の目標及び内容に替える。
- ・ 道徳の指導は、道徳教育の全体計画を作成し、教育活動全体を通じて指導する。
- ・ 日常生活の指導及び自立活動の時間を帯状に位置付け、毎日、同じリズムで生活できるようにする。
- ・ 自立活動の時間を設け、心理的な安定、人間関係の形成、コミュニケーションの基礎的能力に関する指導を中心に行う。
- ・ 特別支援学級での学習が主で、交流及び共同学習は、特別活動で行う。



#### (4) 特別支援学級における教科書の取扱い

学校教育法第34条の規定により、小・中学校においては文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書を使用しなければならないが、小・中学校の特別支援学級においては、学校教育法附則第9条及び学校教育法施行規則第139条の規定に基づき、児童生徒の実態にあった教科書を次の要領で採択し、使用することができる。

- ① 文部科学省検定済教科書の中から当該学年のものを採択する。
- ② 文部科学省検定済教科書の中から当該学年より下の学年のものを採択する。  
※文部科学省検定済教科書を使用する場合は、採択地区内のものと同一のものを採択する。
- ③ 文部科学省検定済教科書の中に適当なものがない場合は、文部科学省著作教科書（※注6）の中から適切なものを採択する。
- ④ ①～③までの中で適当なものがない場合は、検定済教科書及び著作教科書以外の一般図書を、学校教育法附則第9条の規定による教科書として採択する。

※学校教育法附則第9条の規定により、下学年の検定済教科書、文部科学省著作教科書、一般図書を採択する場合も、当該学年の検定済教科書の採択と同様に、図書の選定や市町教育委員会への報告、需要数の報告などの適切な手続きを行う必要がある。

ただし、文部科学省著作教科書（聴覚障害特別支援学校用を除く）及び一般図書は、検定済教科書と同時に無償給与できないことに留意し、文部科学省著作教科書及び一般図書を採択する場合は、その必要性を十分に検討して判断することが重要である。

例えば、同学年の学級と教科学習において交流及び共同学習を行う機会が多い児童生徒が、同学年の友達と同じ教科書が無いことに不安を感じたり、現段階では当該学年の検定済教科書の使用は難しい児童生徒が、上学年になった際に下学年の検定済教科書の使用が必要になったりすることが考えられる。

そのため、児童生徒の実態によっては、当分の間、当該学年の検定済教科書を採択し、一部の授業で必要となる文部科学省著作教科書や一般図書については、学校図書として購入して使用させている場合がある。各特別支援学級においては、在籍する児童生徒が必要に応じて柔軟に使用できるように、文部科学省著作教科書及び一般図書等を学級用の図書として計画的に購入し、適宜使用できるように準備しておくことが望まれる。

一方で、児童生徒の障害の状態等により、同学年の学級と教科学習において交流及び共同学習を行う機会が少なく、上学年になった際にも検定済教科書の使用の必要性が見込まれない場合等には、児童生徒の実態に応じて文部科学省著作教科書や一般図書を適切に採択する必要がある。

なお、著作教科書や一般図書を実際に使用させる際には、通常の学級のように教科書に沿った一斉授業的な使用は適当でないことが多いことに留意する必要がある。

また、一般図書を採択する場合は、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択することが重要であり、以下の事項について留意するとともに、採択した図書が完全に供給されるよう図書の種類数、供給数及び発行者の所在地等についても配慮する（特に、発行者が企業等の法人であるか個人であるかに関わらず、今年度中に、次年度供給可能であるかどうか十分確認しておく）必要がある。

- ・ 児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
- ・ 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は適切でないこと。

- ・ 上学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮するとともに、採択する図書との系統性にも配慮すること。
- ・ 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択すること。
- ・ 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。
- ・ 予算上後期用を予定していないので分冊本は採択しないこと。ただし、検定済教科書と同一内容の文字等を拡大したいいわゆる「拡大教科書」については、検定済教科書と同様に分冊本を採択できること。また、「拡大教科書」については、全分冊が一括供給されず分割して供給される場合であっても、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能な図書については採択できること。

(注6) : 文部科学省が著作の名義を有する教科書で、視覚障害特別支援学校用(点字版)、聴覚障害特別支援学校用(言語指導、言語、音楽)、知的障害特別支援学校用(☆の本)の教科書がある。

#### 4 特別支援学級における交流及び共同学習

特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習は、特別支援学級の児童生徒にとっては、人間関係を広げ、社会性を豊かにするよい機会となる。また、通常の学級の児童生徒にとっては、障害のある児童生徒に対する理解を深め、望ましい人間関係を身に付けることに役立つ。

しかし、特別支援学級の児童生徒に対する障害の実態に即した対応を怠り、性急かつ無造作な交流及び共同学習を実施すれば、交流及び共同学習の趣旨とは逆の結果がもたらされることもあるので、緻密な計画の下に、個々の児童生徒に対する個別的な配慮が十分な条件下で交流及び共同学習を実施する必要がある。例えば、特別支援学級の児童生徒が、通常の学級の授業に参加することを多くすると、特別支援学級では、いつも何名かの児童生徒が欠けるという状態になり、特別支援学級における主体的な学習指導が成り立たなくなる。通常の学級との交流及び共同学習を積極的に実施することは、特別支援学級の児童生徒を通常の学級の授業にできるだけ多く参加させるということの意味してはいない。

交流及び共同学習を実施するに際しては、特別支援学級と通常の学級のそれぞれの教育課程を尊重し、一層充実補完するための指導内容として交流及び共同学習を位置付けておくことが大切である。交流及び共同学習を行う以上は、双方の児童生徒にプラスになるような交流及び共同学習を行うことが必要である。また、近年在籍数が1～2名の特別支援学級もあるが、近隣の特別支援学校や特別支援学級との交流及び共同学習や合同行事等を行い、効果的な学習が進められている事例もあるので、多様な交流及び共同学習の形態も併せて工夫することが大切である。

##### <交流及び共同学習の実際>

- ・ 学年や交流学級の行事に学年・学級の一人として参加する。
- ・ 特定の教科(音楽、図画工作、体育等)を交流学級で共に学習する。
- ・ 興味・関心の持てる特定の単元を選んで学習する。
- ・ 朝の会、帰りの会、給食、係活動等を交流学級で共にする。
- ・ 学校や交流学級が行う総合的な学習の時間に、交流学級の一員として参加する。

##### <交流及び共同学習を進める上での留意点>

- ・ 一人一人の目標を明確にし、その児童生徒に応じた課題を設定して交流する。
- ・ 交流及び共同学習は、特別支援学級における学習活動を主として計画的に実施する。

例えば、交流及び共同学習を優先するあまり特別支援学級で展開している生活単元学習の授業の一部を抜けて交流学級へ行くことは望ましくない。

- ・ 交流学級とは適宜情報交換を行い、一人一人にあった支援体制を工夫する。どのような支援をすればよいのか関係職員でよく話し合い、共通理解のもとに実施する。
- ・ 最初から交流及び共同学習の内容・時間・回数などをすべて決めてしまわず、様子を見ながら柔軟に進める。

※ 県教育センターが作成している「特別支援学級担任及び通級指導教室担当者研修講座テキスト『特別支援学級・通級指導教室を担任・担当される先生方へ』」にも、教育課程の編成等について、分かりやすくまとめてあるので、参考とするとよい。

## 5 特別支援学級における評価

### (1) 教育評価

指導計画に従って、教育実践を行うことで児童生徒がどう成長したかを確認し、作成した指導計画が有効であったかどうか検討していくことが教育評価である。

教育評価を行うためには、指導計画を作成する段階から、児童生徒の実態をよく把握し、能力に応じた課題を設定し、評価の観点を確認しておく必要がある。

特別支援教育における評価は、あらかじめ到達度を決めて、減点法で行う評価法は好ましくない。課題を達成できた点や身に付いている点に注目し、肯定していく加点法での評価を心がける必要がある。何ができて何ができていないのかを把握し、できていることをさらに伸ばしていくような教育評価観が必要である。

### (2) 指導要録

指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、指導及び外部に対する証明等に役立つ原簿としての性格を持つものである。様式は各学校の設置者が定めるが、記入上の注意等は設置者から各学校に指示されるものである。

特別支援学級の場合、児童生徒の実態に基づいて編成している各学級の教育課程に応じて、通常の学級と同じ様式あるいは一部を変更した様式を使用したり、特別支援学校の様式を参考にしたりして使用する場合がある。

#### <特別支援学級の指導要録の取扱い>

小・中学校の設置者である市町教育委員会において、特別支援学級用の指導要録の様式を定めている場合は、これに沿って記載し、特別な定めがない場合は、通常の学級と同様の様式を使用して記載する。

学籍に関する記録の学級の欄については、その在籍する特別支援学級の学級名を記載し、学級担任者氏名欄については、担任名を記載し押印する。通常の学級と特別支援学級間の移動があった場合は、引き続き同じ用紙を使用して記載する。

また、指導の記録に関しては、各教科等の評価が難しい場合等は適宜文章表記などの工夫をして記載する。保存は、通常の学級と一緒に綴り、保存することが望ましい。

なお、特別支援学校の学習指導要領を参考とした場合の様式例については、県教育委員会が作成した「新しい評価の考え方及び指導要録の様式・解説」（平成23年2月）に示してあるので、必要に応じて市町教育委員会で様式を定めるときの参考とすること。

### (3) 通知表

通知表は、各学校が学期ごとや年度末に児童生徒の学習をとおしての成長と学校生活の状況を保護者や本人に連絡する文書である。通知表は各学校において作成されるものであるが、特別支援学級の場合、各学級の教育課程に基づいて学級独自の様式を定め、個々の児童生徒に応じた内容で作成することが望ましい。

通知表の形式は、指導のねらいや内容が示されていれば、〇×式でも記述式でもよいが、受け取った保護者や児童生徒が、障害の状態を改善・克服し、前向きに努力しようという意欲がわくような内容であることや具体性に富み、家庭における指導に活用できる記述であることが望ましい。

また、通知表は、保護者に向けて書くものではあるが、中学生の場合は、生徒自身も理解できるような文章表現にするなどの配慮をしながら記述することも必要である。

なお、通知表の形式は、各学校で作成するので、効果的に連絡できるような形式になるよう、校内で検討する必要がある。

## Ⅲ 通級指導教室

### 1 通級による指導

通級による指導は、学校教育法施行規則第140条及び同施行規則の第141条に基づき、小・中学校の通常の学級に在籍している比較的軽度の障害のある児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童生徒の障害に応じた特別の指導を「特別の指導の場（通級指導教室）」で行う教育形態である。

通級による指導では、児童生徒のニーズに応じて障害の改善・克服といった特別の指導が受けられる上に、教科等の大半の授業が通常の学級で行われるので、通常の学級における授業においてもその指導の効果が期待できる。

なお、通級による指導については、別に長崎県教育委員会が定めた「通級による指導実施要綱」（P26参照）により実施する必要がある。

#### <通級による指導に関する法令上の規定>

##### 【学校教育法施行規則第140条】

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

##### 【学校教育法施行規則第141条】

前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

## 2 通級による指導の対象

通級による指導の対象となる児童生徒については、平成25年10月4日付け25文科初第756号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」により、次のように示されている。

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

### ① 障害の種類及び程度

#### ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

#### イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

#### ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

#### エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

#### オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

#### カ 学習障害者

一般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

#### キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

#### ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

### ② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下のとおりであること。

- ア 学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成5年文部省告示第7号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。
- イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。
- ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で指導を受ける場合や巡回による指導を受ける場合にあつては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること
- エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。
- オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。
- カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。
- キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

なお、知的障害については、その障害の特性上「通級による指導」の対象となっていないことに留意する必要がある。

### 3 通級指導教室の教育課程

#### (1) 教育課程編成

通級による指導を受ける児童生徒に対しては、小学校や中学校の教育課程の定めにかかわらず、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができるようになっている。（学校教育法施行規則第140条）

また、通級による指導を受ける児童生徒が通う通級指導教室が自分の学校にないため、通級指導教室が設置されている別の学校に通って指導（他校通級）を受ける場合、当該児童生徒が在籍する学校の校長は、他の学校で受けた授業を自分の学校で受けた特別の教育課程による授業とみなすことができるようになっている。（学校教育法施行規則第141条）

#### (2) 教育課程編成の基本的な考え方

##### <特別の指導の内容>

障害に応じた特別の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導のことである。したがって、指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とし

た指導領域である「自立活動」の内容を取り入れるなどして、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた具体的な目標や内容を定め、指導を行うことになる。

また、特に必要があるときには、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導（各教科の補充指導）も認められている。ただし、この場合の各教科の補充指導とは、例えば、言語障害に伴う国語の読みの指導を補うなど、障害の特性に関連した教科の指導内容を補充するということに留意する必要がある。

なお、通級による指導の一般的な指導内容の例は、P23～24の表に示すとおりである。

#### ＜通級による指導の授業時数＞

障害の状態に応じて適切な指導及び必要な支援を行う観点から、通級による指導の授業時数の標準としては、これらの指導を合計した年間の授業時数の標準のみを定めることとし、これを年間35単位時間から280単位時間までと定められている。

また、平成18年度から通級による指導の対象となった学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、月1単位時間程度の指導も十分な教育的効果が認められる場合があることから、これらの児童生徒に対して通級による指導を行う場合の授業時数の標準については、年間10単位時間から280単位時間までとなっている。（平成18年3月31日付け17文科初第1177号「学校教育法施行規則の一部改正等について」による）

なお、特別の教育課程の編成に当たっては、児童生徒の障害に応じた特別の指導を、小・中学校の教育課程の一部に替えたり、場合によっては加えたりすることができるが、通級による指導の時間を全て加えるようなことがあると、小・中学校標準時数から考えて、児童生徒の負担加重になる場合があるので、気を付ける必要がある。

#### ＜他校通級による指導＞

児童生徒が在籍校以外の小・中学校又は特別支援学校の小学部・中学部において、特別の指導を受ける場合には、当該児童生徒が在籍する小・中学校の校長は、これら他校で受けた指導を、特別の教育課程に係る授業とみなすことができることになっている。このように児童生徒が他校において指導を受ける場合には、当該児童生徒が在籍する小・中学校の校長は、当該特別の指導を行う学校の校長と十分協議の上、教育課程を編成するとともに、学校間及び担当教師間の連携を密にする必要がある。

なお、基本的には、通学時間を通級による指導の時間に含めることはできない。指導時間にカウントできるのは、実際に指導を受けている時間に限られる。

また、保護者との面談、在籍校の担任等との連絡、ケース会議等は、指導時間に含めることはできない。

#### ＜巡回による指導＞

他校の通級指導担当教員が行う巡回による指導を受ける場合にも、当該児童生徒が在籍する小・中学校の校長は、これらの指導を、特別の教育課程に係る授業とみなすことができることになっている。このように児童生徒が巡回による指導を受ける場合には、当該児童生徒が在籍する小・中学校の校長は、当該特別の指導を行う学校の校長と十分協議の上、教育課程を編成するとともに、学校間及び担当教師間の連携を密にする必要がある。



## 通級による指導の指導内容例

障害種	自立活動の指導内容例	教科の内容を補充するための指導内容例
言語障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>○構音の改善にかかわる指導                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・正しい音の認知や模倣</li> <li>・構音器官の運動の調整</li> <li>・発音・発語の指導</li> </ul> </li> <li>○話し言葉の流ちょう性を改善する指導                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊びの指導</li> <li>・劇指導</li> <li>・斉読法</li> </ul> </li> <li>○言語機能の基礎的事項に関する指導</li> <li>○話すことの意欲を高める指導</li> <li>○カウンセリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国語（外国語）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・教科書の文章の音読を適切な発音で、かつ、スムーズに行うことができるようにする指導</li> <li>・教科書の文章をもとに、感想や意見、質問をまとめて話せるようにする指導</li> </ul> </li> <li>○社会（生活、総合的な学習の時間）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会科等の授業の中で、実際に作業したり、体験したりしたことをまとめて発表する際に、要領よくかつ的確に話せるようにする指導</li> </ul> </li> <li>○音楽                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・歌唱に関し、適切な発音で、かつ、スムーズに歌うことができるように、自信をもたせる指導</li> </ul> </li> </ul>
自閉症	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本的な生活習慣の指導</li> <li>○情緒の安定、社会適応力の指導（遊び、対人関係、コミュニケーション、こだわり等の改善に関する内容）</li> <li>○人間関係の形成（他者とのかかわりの基礎等）</li> <li>○認知能力の育成（色、形の弁別、多少、大小の比較、空間関係等）</li> <li>○感覚機能、運動機能の育成（手指の巧緻性、協応動作）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国語（外国語）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・文字の読み書き、文章の内容の理解を図る指導</li> </ul> </li> <li>○音楽                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・リコーダーなどの楽器の演奏がスムーズにできるようになる指導</li> </ul> </li> <li>○体育（保健体育）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・なわとびなどの体全体のバランスやリズムを要する運動がスムーズにできるようになる指導</li> </ul> </li> </ul>
情緒障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本的な生活習慣の指導</li> <li>○情緒の安定、社会適応力の指導（遊び、対人関係、コミュニケーション等の改善に関する内容）</li> <li>○人間関係の形成（他者とのかかわりの基礎等）</li> <li>○カウンセリング、心理療法等による指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○未習得の学習内容の定着のための指導</li> </ul>
難聴	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保有する聴力の活用を優先した指導                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・補聴器を適切に装用する指導</li> <li>・聴く態度の育成、聞き取りの練習、音声の聴取及び弁別の指導</li> </ul> </li> <li>○言語指導                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常の話し言葉の指導</li> <li>・語彙の拡充のための指導</li> <li>・言語概念の形成を図る指導</li> <li>・日記等の書き言葉の指導</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国語（外国語）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・新出語句の意味・用法を児童生徒の言語力に応じて、的確に理解させ、定着させるための指導</li> <li>・文章の音読に関し、発音に留意しながらできるだけ正確に読めるようにする指導等</li> </ul> </li> <li>○算数（数学）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・文章題について、絵や具体物を活用するなどの工夫を行い、場面や立式の理解を図る指導</li> </ul> </li> <li>○音楽                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・歌唱、楽器の演奏に関して、補聴器等を活用しながら、より適切に歌ったり演奏したりすることができるようにする指導</li> </ul> </li> </ul>

L D	<p>○聞くことの指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・話の中から重要な部分を聞き取る練習</li> <li>・復唱、聴写等の練習</li> </ul> <p>○話すことの指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・絵を見て話す練習</li> <li>・「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どうする」等の項目に沿って話す練習</li> </ul> <p>○読むことの指導（読解）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・音声等を視覚的にとらえる練習</li> <li>・文字を含んだ単語全体として覚える練習</li> </ul> <p>○読むことの指導（読解）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短い文章の読解</li> <li>・読んで大切な部分に印を付けたり、線を引いたりする練習</li> </ul> <p>○書くことの指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どうした」等の項目に沿って書く練習</li> <li>・文型や表現のモデルを参考にしながら、書く練習</li> </ul> <p>○計算することの指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位取りのマスを書いたり、補助線を入れたりして計算する練習</li> <li>・計算のやり方の言語化</li> </ul> <p>○推論することの指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・間違い探しや、同じ図形探し</li> <li>・型はめパズル、積み木</li> </ul>	<p>○国語（外国語）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教科書の教材文を分ち書きにしたり、行間を広げたりして、スムーズに読めるようにする指導</li> <li>・教材文に挿絵や写真等を活用して、文章の意味を理解させる指導</li> </ul> <p>○算数（数学）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚的補助、聴覚的補助により数概念の獲得、系列化、操作等の理解を図る指導</li> </ul> <p>○未習得の学習内容の定着のための指導</p>
A D H D	<p>○不注意の改善の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いくつかの情報の中から、必要なものに注目する指導</li> <li>・終了の目安を視覚的に提示し、確認させる指導</li> <li>・本人に合ったメモの仕方の指導</li> </ul> <p>○多動性、衝動性の改善の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ルールを理解させる学習</li> <li>・ロールプレイ等で相手の表情や気持ちを考える指導</li> </ul> <p>○カウンセリング</p>	<p>○国語</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漢字の学習において漢字の偏やつくりに着目させ、違いを認識させる指導</li> </ul> <p>○算数（数学）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文章題の意味理解に配慮して、解かせる指導</li> </ul> <p>○未習得の学習内容の定着のための指導</p>

※ 県教育センターが作成している「特別支援学級担任及び通級指導教室担当者研修講座テキスト『特別支援学級・通級指導教室を担当・担当される先生方へ』」にも、教育課程の編成等について、分かりやすくまとめてあるので、参考とするとよい。

### (3) 指導の実際

小学校及び中学校学習指導要領の総則の解説の中では、「対象となる児童生徒に対する通常の学級における指導と通級による指導とが共に効果的に行われるためには、それぞれの担当教師同士が児童生徒の様子や変化について定期的に情報交換を行い、特別の指導の場における指導の成果が、通常の学級においても生かされるようにするなどして連携に努め、指導の充実を図ることが重要と言える。」と示されている。

実際の指導に当たっては、職員間や保護者との連携を十分に深め指導に当たることが大切であり、以下のことに留意しながら連携を深めていく必要がある。

#### ① 情報交換や連携のねらい

- ・ 担当者が児童生徒をよりよく理解するため
- ・ 通常の学級の担任が、児童生徒の様子や通級指導教室での取組を理解するため
- ・ 児童生徒が通常の学級の担任から適切な配慮を受けられるようにするため
- ・ 通常の学級と通級指導教室が協力し合い、より適切な指導を行うため

#### ② 情報交換や連携の内容

- ・ 情報交換の段階・・・お互いを知る段階
- ・ 協議する段階・・・お互いに得た情報を基に話し合い、より理解を深めるとともに、それぞれの指導に役立てる段階
- ・ 連携指導の段階・・・さらに話し合いを深めていく中で、協力し合って指導が進められる段階

#### ③ 情報交換や連携の方法

- ・ 話し合い（学級訪問、担任連絡会）
- ・ 指導場面の見学
- ・ 手紙やノートによる情報交換
- ・ 校長を通しての学校間の情報交換

#### ④ 配慮事項

- ・ 障害の理解と児童生徒の理解を大切にする
- ・ 職務上知り得た情報は守秘義務があることに留意する
- ・ 保護者との合意に基づきながら進める必要がある
- ・ 合理的配慮を個別の教育支援計画に記載する必要がある

#### ⑤ 学校職員への理解、啓発の在り方

- ・ 印刷物による方法（個別の教育支援計画、個別の指導計画、通級指導教室だより等）
- ・ 交流会やケース会議による方法

### (4) 通級による指導（指導要録等）の取扱い

通級による指導を受けている児童生徒については、成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を記入する。

なお、指導要録の記入については、在籍している通常の学級の担任が、通級担当者が作成する指導の記録に基づいて行い、他の学校において通級による指導を受けている場合や巡回による指導を受けている場合には、当該学校の通級指導担当者から通知された指導の記録に基づき記入すること。

## 【参考1】

### 通級による指導実施要綱

長崎県教育委員会

(趣旨)

**第1条** この要綱は、学校教育法施行規則第140条の規定に基づく通級による指導の実施及び第141条の規定に基づき他校通級による指導を行う場合の取り扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(通級による指導の定義)

**第2条** 通級による指導とは、小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒で、障害の状態の改善又は克服を目的とした指導が必要な者(以下「通級児童生徒」という。)に対して、小・中学校における特別の指導の場(以下「通級指導教室」という。)で行う特別の教育課程による指導(以下「特別の指導」という。)をいう。

(対象児童生徒)

**第3条** 前条に規定する通級児童生徒とは、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害等がある児童生徒をいう。この場合において、その具体的な判断は、平成18年3月31日付け17文科初第1178号初等中等教育局長通知「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について」及び平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知「障害のある児童生徒等に対する早期から一貫した支援について」に定めるところによるものとする。

(通級指導教室の設置)

**第4条** 通級指導教室の設置については、別に定める平成24年9月26日付け24教義第221号義務教育課長通知「特別支援学級等の設置基準について」によるものとする。

(通級による指導の形態)

**第5条** 通級による指導の形態は、次によるものとする。

- (1) 自校(小・中学校)に設置されている通級指導教室での指導
- (2) 同一市町内における他の小・中学校に設置されている通級指導教室での指導
- (3) 他の市町の小・中学校に設置している通級指導教室での指導

**第6条** 通級指導教室設置校(以下「設置校」という。)の校長は、前条の規定にかかわらず、特別な事情がある場合は、通級による指導の担当教員(以下「通級担当教員」という。)を、通級による指導を実施する他の小・中学校へ派遣して指導させる(以下「巡回指導」という。)ことができるものとする。

- 2 前項の規定により巡回指導を行う通級担当教員は、通級による指導の兼務または兼業の発令を受けて業務に従事するものとする。この場合の取り扱いは、別に県教育委員会が定める「小・中学校教諭等の兼務・兼業発令実施要項」によるものとする。

(通級による指導の実施)

**第7条** 通級指導教室を設置する市町教育委員会(以下「設置市町教育委員会」という。)は、通級児童生徒(就学予定者を含む。)の決定、指導の開始・終了・中止についての対応を適切に行うものとする。

2 市町教育委員会は、他の市町の小・中学校での通級による指導の必要がある児童生徒(就学予定者を含む。)がある場合は、当該設置市町教育委員会と十分に協議するものとする。なお、通級による指導の実施の決定については、当該設置市町教育委員会の判断によるものとする。

3 通級児童生徒の指導の開始・終了・中止に係る文書については、当該児童生徒の住所の存する市町教育委員会が管理するものとし、県教育委員会に届け出る必要はないものとする。

(教育課程)

**第8条** 通級による指導は、学校教育法施行規則第140条に規定する特別の教育課程によるものとする。

**第9条** 通級指導教室に通級する児童生徒が在籍する学校(以下「在籍校」という。)の校長は、通級児童生徒に係る特別の指導を、在籍校における当該児童生徒の教育課程に加え、又は一部に替えることができるものとする。

**第10条** 在籍校の校長は、通級児童生徒が、他の小・中学校の通級指導教室において受けた授業を、在籍校における特別の教育課程に係る授業とみなすことができるものとする。

**第11条** 設置校の校長は、年度当初に通級指導教室の教育課程を編成し、当該市町教育委員会を通じて、県教育委員会に届け出るものとする。

2 特別の教育課程の編成については、別に長崎県教育委員会が定める「特別支援学級及び通級指導教室教育課程編成の手引き」を参考にするものとする。

(指導内容・授業時数)

**第12条** 通級による指導は、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導とする。ただし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための指導(以下「各教科の補充指導」という。)を行うことができるものとする。

2 前項の規定により、各教科の補充指導を行う場合は、障害の状態に応じた特別の補充指導であって、単なる教科の遅れを補充するための指導ではないことに留意するものとする。

**第13条** 特別の指導の授業時数は、年間35単位時間(週1時間)から280単位時間(週8時間)までを標準とする。また、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、年間10単位時間(月1時間)から280単位時間(週8時間)までを標準とする。

2 通級児童生徒に係る週当たり授業時数は、当該児童生徒の障害の状態を十分に考慮して負担が過重にならないように配慮するものとする。

(通級担当教員の指導時間)

**第14条** 設置校の校長は、通級担当教員の指導時間を適切に定めるものとする。ただし、巡回指導を行う通級担当教員の指導時間については、原則として週20時間を越えないものとする。

(指導要録)

**第15条** 在籍校の校長は、通級児童生徒に係る指導要録を管理するものとする。この場合において、他の小・中学校において通級による指導を受けている場合は、通級による指導実施校の記録等に基づいて必要事項を記載するものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

## 【参考2】引用文献

- |   |           |       |
|---|-----------|-------|
| ○「就学指導資料」   | (文部科学省)   | 平成14年 |
| ○「軽度発達障害の心理アセスメント WISC-Ⅲの上手な利用と事例」                      | (日本文化科学社) | 平成17年 |
| ○「通級による指導の手引き」解説とQ&A 改訂版 (文部省初等中等教育局特別支援教育課内 特殊教育研究会編著) |           | 平成19年 |
| ○「小学校 学習指導要領解説－総則編－」                                    | (文部科学省)   | 平成20年 |
| ○「中学校 学習指導要領解説－総則編－」                                    | (文部科学省)   | 平成20年 |
| ○「特別支援学校 学習指導要領解説－総則等編－」                                | (文部科学省)   | 平成21年 |
| ○「特別支援学校 学習指導要領解説－自立活動編－」                               | (文部科学省)   | 平成21年 |
| ○「新しい・評価の考え方及び指導要録の様式・解説」                               | (県教育委員会)  | 平成23年 |
| ○「特別支援学校 小学部児童指導要録 中学部生徒指導要録 高等部生徒指導要録<br>－作成の手引－」      | (県教育委員会)  | 平成23年 |
| ○「教育支援資料」   | (文部科学省)   | 平成25年 |